

農地申請に係る提出書類等一覧表

※=朝日町農業委員会への提出

() 内=場合により不要

< > 内=添付書類ではない

令和4年4月1日改定

	市 街 化 区 域		調 整 区 域			市街化区域・調整区域		備考
	届 出 書		許 可 申 請 書			地目変更届出書	18条6項通知書	
	4 条	5 条	3 条	4 条	5 条	—	18条6項	
	農地→農地外 自己転用	農地→農地外 転用目的の売買 賃借等	耕作目的の売買 賃借等	農地→農地外 自己転用	農地→農地外 転用目的の売買 賃借等	農地→農地 (田→畑) (畑→田)	賃借権(小作権) の合意解約 農地銀行の時も	
町受理通知	町受理通知	町許可	町許可	町許可	町受理	町受理		
届出書又は申請書又は通知書	2	2	2	2	2	1	1	
登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	1	1	1	1	1			相続、分筆後のもの。四日市法務局でとる。 (財)民事法務協会のものでよい。
住民票又は戸籍の附票等	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			申請者住所と全部事項証明書記載住所が異なるときは必要。 相続がされていないときは正当な権利者である証明資料も別途必要。
地番表示図(公図写し)	1	1		1	1			公図に隣地所有者、地目、面積を記入のこと。
位置図 1/2,500程度	1	1	1	1	1			
土地改良区意見書又は受理証明書 (縄生22字、小向8字該当)	(受理証明書1)	(受理証明書1)		(意見書1)	(意見書1)	(受理証明書1)		町屋川土地沿岸改良区=地区除外申請書必要。 地区除外決裁金38,000円/10a
土地改良区組合員資格得喪通知書 (町屋川沿岸土地改良区のみ)			<1>				<1>	改良区へ提出指導のこと(添付書類ではない)。 同一世帯内贈与は不要。
農業委員確認書 ※	1	1	1	1	1			農地所在地区の農業委員1名の確認
早期転売、転貸理由書			(1)					取得後3年以内に農地の転売、転貸を行う場合
早期転用理由書				(1)	(1)			農地法3条許可後3年3作に満たない期間で農地を転用する場合で、 やむを得ない理由がある場合
事業計画書				1	1			申請書に事業計画の詳細が記載できない場合
建物等配置図(土地利用計画図) 縮尺を明記 取水系統図、排水系統図、雨水系統図、 造成計画図・縦横断面図等(建物配置図に併 記・別記可)				1	1			取水系統図は取水が伴う場合必要。排水系統図は排水(汚水、生活雑 排水)を伴う転用の場合必要。雨水系統図は全体面積5,000㎡以上及び 工場施設等特に排水処理をする場合必要。
定款又は寄付行為の写し、法人登記簿抄本ま たは謄本					(1)			転用者が法人の場合。
資金証明				1	1			残高証明書、融資証明書、関係機関に了した書面。
造成計画(縦断・横断)図				(1)	(1)			盛土及び切土による土砂流出等の被害生じる恐れがある場合必要。
代替候補地の検討結果				(1)	(1)			農地区分が第2種農地の場合必要
耕作証明書(受人が町外者の場合)			(1)					受人住所地の耕作証明書
営農計画書			(1)					遠隔地、新規、法人等の場合等確認を要する場合
農地の賃貸借の合意解約書							1	
小作者の同意書(申請前6ヶ月以内) (小作地を小作人以外に売る場合)			(1)					許可申請前6ヶ月以内の同意書。(様式任意)

	届出書		許可申請書			地目変更届出書	18条6項通知書	備考
	4条	5条	3条	4条	5条			
農地使用貸借（親子）契約書写し （農業者年金受給に係る経営委譲の場合）			(1)					
農地の使用貸借の合意解約申出書	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)			使用貸借設定がある場合、事前に解約手続きするか同時提出が必要。
開発行為許可申請	(同時申請)			(同時申請)	(同時申請)			開発行為に該当する場合は開発申請書類と同時申請 5条届出に限り、開発関係書類の添付は不要
被害防除方法の説明状況	1	1		1	1			申請書に記入できれば不要。
賃貸借契約の通知書（賃貸借の場合）			(1)					変更の際も必要。
再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）の写し				(1)	(1)			転用目的が太陽光発電施設の場合必要。
始末書・現況写真	(1)	(1)		(1)	(1)			無断転用の場合必要（様式任意）
委任状	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	代理申請の場合必要（様式任意）

（注. 1）一時転用は、3年以内（農用地、その他は協議）。農地への復元を明らかにした書面の提出が必要となる。（様式任意）

（注. 2）被害防除措置：隣接農地所有者との調整状況を記載する。

（注. 3）賃借設定されている場合は、18条6項による農地の出し手と受け手との書面による合意解約手続きが必要となる。

（注. 4）事業計画には規模の妥当性を記載すること。

農地法第3条_審査基準

1. 全部効率利用要件…農地の権利を取得しようとしている者又はその世帯員等が、権利を有している農地及び許可申請に係る農地の全てについて、効率的に利用して耕作等を行うと認められるか。
2. 農地所有適格化法人要件…法人のときは、農地所有適格化法人化どうか。
3. 農作業常時従事要件…農地の権利を取得しようとしている者又はその世帯員等が、取得後において行う耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められるか（常時従事とは年間150日以上をいいます。）
4. 下限面積要件…取得後の農地面積の合計が30a以上あるか。（下限面積要件は令和5年4月1日以後廃止）
5. 地域との調和要件…耕作等の内容、位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないか。

農地法第5条_審査基準

農地区分（立地条件）

1. 農用地区域…農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）内にある農地。
2. 甲種農地…おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その面積、形状、傾斜及び土地が高性能農業機械による営農に適すると認められるもの。特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したもの以外のもの。
3. 第1種農地…おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地の区域内にある農地。国・県・町等の直営又は補助による土地改良事業を実施している農地。傾斜その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産を上げることができると認められる農地。
4. 第2種農地…相当数の街区を形成している区域。鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶発着場、県庁、役場又はバスターミナルの周囲おおむね500m以内の区域。住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その農地の区域の規模がおおむね10ha未満である農地。
5. 第3種農地…水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている沿道の区域であつて、容易にこれらの便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある。申請地からおおむね300m以内に、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場、自動車専用道路の出入り口、県庁、役場、又はバスターミナルがある。住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている。街区の面積に占める宅地の面積割合が40%を超えている。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている。土地区画整理法第2条第1項に規定する土地整理区画事業区域。
6. その他の2種農地…甲種農地、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団農地。

検討事項（一般基準）

1. 事業実施確実性の有無…事業を行う上で必要な資力及び信用、転用の妨げとなる権利を有する者の同意、転用後遅滞なく転用用途に供する見込み、事業に必要な行政庁の免許、許可等の処分の見込、開発にあたって必要な行政庁との協議、農地と一体として利用する土地があるときに利用できる見込み、農地転用面積が転用目的から見て適正、宅地造成のみを目的としているときの妥当性。
2. 被害防除措置の妥当性の有無…土砂の流出、崩壊等の災害発生のおそれ、農業用排水施設の機能に支障を及ぼす、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれ
3. 農地復元の確実性の有無…一時的な利用に供された後に速やかに農地として利用できる状態に回復されることが確実であるか。

三重県HPリンク
<http://ss140094/NOCHI/HP/20646022590.htm>